

# 幼稚園クリスマス会



広報

# とんかわ

2004

12

No.335

## 主な内容

写真提供 フォトサロン竹中

議会だより	2～3
合併協議会だより	4～10
お知らせ	11～17
エコだより	18～19
消防署からのおねがい	20
センターだより	22
おしえてドクター/健康相談	23



平成16年第4回天川村議会定例会が、12月8日に招集され開会されました。

# 平成16年 第4回 議会定例会

～ 条例改正・補正予算など  
10議案など可決～

## 議決事項

会期を3日間と定め、附議された案件を審議し、再開日にはいずれも原案通り可決されました。

### 条例の制定改正等

天川村税条例の一部を改正する条例について

関係法令が改正されたことにより改正を行うものです。

大峯自然公園歩道等整備基金条例の制定について

去る五月に大峯山系で遭難された堀靖之さんの遺志を偲び、ご両親より寄付下さいました一千万円を基金とするものです

天川村地区集会所及び生活改善センター設置条例の一部を改正する条例について

奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員手当て組合規約の変更について

奈良県市町村非常勤公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について

奈良広域水質検査センター組合の組織市町村及び規約の変更について

奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

天川村長期総合計画の改訂について  
天川村過疎地域自立促進計画(後期)の策定について

### 予算の補正

平成16年度一般会計補正予算(第3号)について

2千百十六万円を追加し、総額を二十九億七千三百七十四千円とするもので歳入では、使用料、民生費国庫負担金、民生費県負担金、補助金、寄付金、財政調整基金繰入金、雑入、村債で総務債を増額しております。歳出につきましては電算システム並びに公共施設光ケーブル工事費の補正であります。

民生費では共済費、身体障害者舗装用具等給付費の補正であります。衛生費では共済費、簡易水道協会費の補正であります。

農林水産業費では共済費の補正であります。

商工費では弥山小屋管理委託料、公有財産購入費の補正であります。

消防費では消防施設整備費の補正であります。

教育費では小学校便所改修費、建民グラウンド各種設備等改修費、文化財補修日等の補正、体育協会活動補助金並びに人件費の減額であります。

諸支出金では大峯自然公園歩道等整備基金積立金の補正であります。

## 特別委員会の報告

上下水道推進特別委員会 根来委員長より

平成16年度合併浄化槽事業について、中央簡易水道事業について、し尿バイオ処理実験結果について、下水道事業についての事業概要、進捗状況、経過報告がなされました。

議会は、付議事件の審議が終了後、今回の選挙に出馬されず12月15日の任期で辞職されます原議員、前田議員を議長が紹介し、両議員より挨拶を頂きました。

このあと大西村長から両議員に対し感謝状と花束が贈呈され平成16年第4回定例議会は閉会しました。



原議員



前田議員

# 平成16年 第5回臨時議会

議長・副議長を選任  
～一般選挙後の初議会～

平成16年第5回臨時議会は一般選挙後の初議会として12月16日に招集され、午前10時00分開会、会期を一日限りと定め、人事案などを原案可決・同意して閉会しました。  
議会の役員構成は次のとおりです。

平成16年度第5回臨時議会

議長 車谷 重高氏

副議長 水口 九郎氏

を選任（四期連続）

## 同意事項

監査委員の選任について

任期満了に伴い識見を有する者で中道音四郎氏 議会選出で植林友衛氏が村長から選任したい旨の提案があり、満場一致で議会の同意がなされました。

## 常任委員会

【総務委員会】

委員長 植林 友衛

副委員長 阪谷 均

委員 橋田 謙二  
根来 群二

水口 九郎

【経済厚生委員会】

委員長 岡下 清作

副委員長 奥田 八尋

委員 弓場 昭  
森本 武司

車谷 重高

## 特別委員会

【ダム対策特別委員会】

委員長 森本 武司

副委員長 奥田 八尋

委員 植林 友衛  
岡下 清作

水口 九郎

【林業振興対策特別委員会】

委員長 橋田 謙二

副委員長 弓場 昭

委員 根来 群二  
阪谷 均

車谷 重高

【上下水道推進特別委員会】

委員長 根来 群二

副委員長 阪谷 均

委員 森本 武司  
奥田 八尋

車谷 重高

【町村合併検討特別委員会】

委員長 森本 武司

副委員長 植林 友衛

委員 全議員

【天川小学校建設特別委員会】

委員長 岡下 清作

副委員長 森本 武司

委員 阪谷 均  
水口 九郎

【監査委員】議会選出

植林 友衛

【中吉野広域消防組合議員】

橋田 謙二

弓場 昭

【南和広域衛生組合議員】

根来 群二

【南和広域連合議員】

水口 九郎

【その他・国保運営委員会（公益）】

【介護保険運営委員会（公益）】

水口 九郎

植林 友衛

森本 武司

## 合併協議会 だより

### 1. 第3回黒滝村・天川村 合併協議会を開催

平成16年11月29日(月)午前10時から、黒滝村こもれびホールにおいて第3回黒滝村・天川村合併協議会が開催されました。

協議会では、第1回及び第2回合併協議会から継続協議となっている4項目及び新規提案分の14項目について協議が行われました。

その他、合併協議における今後の



想定スケジュールの説明及び平成16年度黒滝村・天川村合併検討協議会の決算報告が事務局から行われました。

協議内容については、次のとおりです。

#### 【協議事項】

(第1回及び第2回合併協議会から継続協議となっている合併協定項目)

- 新村の名称…………… 確認
- 新村の事務所の位置…………… 確認
- 事務組織及び機構の取扱い…………… 確認
- 議員定数及び任期の取扱い…………… 確認
- (第3回合併協議会で新規提案された合併協定項目)
- 条例・規則等の取扱い…………… 確認
- 一部事務組合等の取扱い…………… 確認
- 字の区域及び名称の取扱い…………… 確認
- 慣行の取扱い…………… 確認
- 国民健康保険事業の取扱い…………… 確認
- 介護保険事業の取扱い…………… 確認
- 消防団の取扱い…………… 確認
- コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構の取扱い…………… 確認
- 納税関係の取扱い…………… 確認
- まちづくり及び交流関係事業の取扱い…………… 確認
- 人権関係事業の取扱い…………… 確認
- 診療所の取扱い…………… 確認

商工関係事業の取扱い…………… 確認  
 学校等の通学区区域の取扱い…………… 確認  
 資料1 合併協定項目の確認内容

#### 【その他】

今後の想定スケジュール  
 平成16年度黒滝村・天川村合併検討協議会決算(報告)

### 2. 平成16年度黒滝村・ 天川村合併検討協議 会決算について

資料2 平成16年度 黒滝村・天川村合併検討協議会 決算

### 3. 現在までの合併協定項目 の協議の状況について

資料3 合併協定項目の協議状況

### 4. 第5回合併協議会の 会議開催日程について

第5回協議会  
 日時 1月20日(木)午前10時～  
 場所 黒滝村こもれびホール

合併協議会とはなたでも傍聴できません。

傍聴を希望される方は、直接会場へお越しください。ただし、会場の規模に応じて入場を制限させていただく場合があります。

会議資料は閲覧できます。

会議の資料は、合併協議会事務局のほか、両村の総務課においてそれぞれ閲覧できます。

黒滝村総務課

TEL 0747 62 2031  
 FAX 0747 62 2569

天川村総務課

TEL 0747 63 0321  
 FAX 0747 63 0329

両村のホームページからも会議資料を閲覧していただけます。

黒滝村、天川村のホームページに合併協議会の内容を掲載させていただいていますのでご覧下さい。

アドレスは、左記のとおりです。

黒滝村 <http://www.vill.kurotaki.nara.jp/>

天川村 <http://www.vill.tenkawa.nara.jp/>

問合せ先

黒滝村・天川村合併協議会事務局  
 〒638 0392

奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地  
 (天川村役場庁舎内)

TEL 0747 63 9030  
 FAX 0747 63 9031  
 E-mail [gappei@vill.tenkawa.nara.jp](mailto:gappei@vill.tenkawa.nara.jp)

資料 1

## 合併協定項目の確認内容

合併協定項目名	内 容	
新村の名称	確認内容	新村の名称は、天川黒滝村とする。
	内容の説明等	新村の名称については、合併協議会において決定する。なお、両村長の意向を踏まえ上記の提案となった。
新村の事務所の位置	確認内容	新村の事務所の位置は、吉野郡天川村大字沢谷60番地とする。 黒滝村役場を支所とする。
	内容の説明等	新村全体からみて、比較的人口が集中しているところであり、地勢からみても新村の中心（天川村塩野～20キロ、黒滝村赤滝～18キロ）に位置することから、機能的、効率的な役割分担を考慮したうえで決定した。 支所については、住民の利便性の低下を招くことのないよう必要な機能を有した事務所とするが、庁舎等の機能については、「合併協定項目14 事務組織及び機構の取扱い」において協議する。
事務組織及び機構の取扱い	確認内容	事務組織及び機構については、次のとおり調整するものとする。 新村の事務組織及び機構については、次の事項を基本として合併までに調整する。 (1) 簡素で効率的な組織・機構であること (2) 各種行政課題に迅速、かつ、的確に対応できる組織・機構であること (3) 指揮命令系統がわかりやすく、かつ、責任の所在が明らかであること (4) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい。また、住民の声を適正に反映できる組織・機構であること (5) 地域振興に寄与すること (6) 新村建設計画を円滑に遂行できるものであること (7) 支所の組織については、急激な変化による住民の混乱を招かないよう配慮すること
	内容の説明等	新村の事務組織及び機構については、住民サービスの低下をきたさないような支所機能の検討、また、新村において実施される建設計画の検討にあわせ、行政運営の効率化などを配慮し合併までに整備を図る。
条例・規則等の取扱い	確認内容	条例、規則等については、事務事業の調整内容に基づき、新村における事務事業に支障がないよう次のとおり区分し、調整するものとする。 1 合併時に村長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの 2 現在の両村で施行されている条例、規則等を引き続き暫定施行させるもの 3 合併後、逐次制定し施行させるもの 4 廃止するもの
	内容の説明等	新設合併の場合、両村が消滅するため、両村の現在の条例、規則等はすべて失効する。 このため、新村において必要な条例、規則等は、原則として新村において新たに制定し、施行する必要がある。
一部事務組合等の取扱い	確認内容	一部事務組合等については、次のとおり調整するものとする。 両村以外に構成団体がある一部事務組合等については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新村において合併の日に当該組合等に参加することを基本に合併までに調整する。

合併協定項目名	内 容	
一部事務組合等の取扱い	内容の説明等	一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行なう場合には、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となる。
字の区域及び名称の取扱い	確認内容	字の区域及び名称については、次のとおり調整するものとする。 字の区域及び大字名については、現行のとおりとする。
	内容の説明等	両村の区域や名称は、地域の歴史や文化にちなんだ愛着の深いものであるため、両村の住民の意向に配慮し、現行のまま新村に引き継ぐ。
慣行の取扱い	確認内容	慣行については、次のとおり調整するものとする。 1 新村の村章については合併時に新たに定める。 2 新村の村民憲章、村花、村木、村鳥及び村歌等については、新村において新たに定める。 3 現行の宣言については、新村において新たに決議する。
	内容の説明等	1 新村の村章は、新村の名称とともにシンボルとなるものであるため、合併時に定めておくことが望ましい。また、新村の村章を定めるにあたっては、住民に対して村民としての意識の高揚を図ることを目的として、合併協定書の調印及び両村の議会の議決後、公募により選定することを検討する。 2 各種表彰制度については、新村において条例制定を含め調整する。
国民健康保険事業の取扱い	確認内容	国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。 1 国民健康保険税の税率については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一した税率とする。 2 国民健康保険税の納期については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は10期で統一する。 3 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については合併する17年度から改正する。 4 高額療養費貸付事業については、現行のとおりとする。また、出産育児一時金貸付事業については、合併する17年度から廃止する。 5 国民健康保険運営協議会については、新村において新たに設置する。
	内容の説明等	1 国民健康保険事業の取り扱いについては、両村が小規模保険者であり、一人の医療費が大きく国保運営に影響を与える状況であることから、健全な国保運営を目指した調整とする。 2 保険税率については、一般被保険者の総医療費の45%程度を税収で確保し、基金保有額についても、保険給付費の30%を保有できるよう健全運営に努める。 3 納期については、納税義務者の負担を考慮し、かつ収納率に影響が出ないよう10期とする。 4 高額医療費貸付事業については、現行のとおりとし、天川村が実施している出産育児一時金貸付事業については、対象者の把握など事前に対処できるため廃止する。 5 国民健康保険運営協議会については、新村における適正な委員定数を条例で定める。 6 国民健康保険運営協議会の委員報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。

合併協定項目名	内 容	
介護保険事業の取扱い	確認内容	<p>介護保険事業の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険料については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。</li> <li>2 普通徴収の納期については、8期とする。</li> <li>3 介護保険事業計画については、新村において策定する。</li> <li>4 介護保険運営協議会については、新村において新たに設置する。</li> </ol>
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険事業の取扱いについては、両村が小規模保険者であり、一人の施設入所が大きく介護保険運営に影響を与えることから、健全な運営を目指した調整を行うこととする。</li> <li>2 普通徴収の納期については、納税義務者の負担を考慮し、かつ収納率の向上につながるよう8期とする。</li> <li>3 介護保険運営協議会については、介護保険事業計画を策定するとともに、新村において新たに設置する。</li> <li>4 介護保険運営協議会の委員報酬については、合併協定項目12「特別職等の職員の身分の取扱い」において協議する。</li> </ol>
消防団の取扱い	確認内容	<p>消防団については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団は、合併時に統合する。</li> <li>2 両村の消防団員については、現行のとおりとする。</li> <li>3 任用、階級、服務その他身分の取扱いについては、合併までに調整する。</li> </ol>
	内容の説明等	<p>両村の消防団員については、合併までに現有団員と条例定数の是正及び実働団員の確保等の調整を行う。</p>
コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構の取扱い	確認内容	<p>コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会単位におけるコミュニティ活動については、地域住民が連携を図り地域の特性を生かし自立を図るよう、新村において積極的に支援する。</li> <li>2 自治会の区域は現行のとおりとする。</li> <li>3 両村の区長会については、合併時に統合する。</li> <li>4 行政配布物の配布方法については、現行を基本に新村において調整する。</li> </ol>
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会におけるコミュニティ活動については、村民活動の高揚に資するため、新村においても積極的に支援する。</li> <li>2 自治会（行政区）の区域は、住民が一体となって連携を図り共同意識を持った組織として確立されていることから、現行のとおりとする。また、名称については、合併協定項目19「字の区域及び名称の取扱い」における協議の結果と同様に取り扱うこととする。</li> </ol>
納税関係の取扱い	確認内容	<p>納税関係については、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税の申告・受付は、基本的に窓口業務とするが支所の機能や各地区の実態により柔軟に対応する。</li> <li>2 村民税の納期は、6月、8月、10月、1月の4期制とする。</li> <li>3 固定資産税の納期は、4月、7月、12月、2月の4期制とする。</li> <li>4 軽自動車税の納期は、4月とする。</li> <li>5 前納報奨金の率については、0.4%に統一し、限度額は20万円とする。</li> </ol>

合併協定項目名	内 容	
納税関係の取扱い	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税の申告・受付は、住民に対するサービスを低下させないよう努める。</li> <li>2 村民税及び固定資産税の納期については、納税義務者の負担を考慮し、かつ収納率に影響が出ないよう4期制とする。</li> <li>3 軽自動車税の納期については、地方税法第445条の規定を適用し、4月とする。</li> <li>4 納付書の発送方法については一括送付とする。</li> <li>5 前納報奨金については、0.4%に統一し、将来的にさらなる削減についても検討する。</li> </ol>
まちづくり及び交流関係事業の取扱い	確認内容	<p>まちづくり及び交流関係事業について、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域づくり団体については、統合を視野に入れ新村において調整する。</li> <li>2 友好都市交流事業については、新村に引き継ぐ。</li> </ol>
	内容の説明等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域づくり団体について、黒滝村では「村づくりプロジェクトチーム」、天川村では「天川村の空気を育む会」の団体があるが、両団体の目的等を考慮しながら、円滑な運営が図られるよう配慮し統合に向けて指導、育成に努める。また、地域づくり団体等の補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</li> <li>2 友好都市交流事業については、天川村では、枚方市との交流事業を実施しているが、既に合併後も交流する意思を確認していることから新村においても調印し継続することとする。</li> </ol>
人権関係事業の取扱い	確認内容	<p>人権関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権教育及び人権啓発活動事業については、現在までの取り組みを踏まえ、新村において調整する。</li> <li>2 人権相談事業については、新村において調整する。</li> <li>3 人権に関する基本計画については、両村の「人権教育のための国連10年」行動計画を基に、新村において策定する。</li> <li>4 男女共同参画プランは、新村で策定する「人権に関する基本計画」に盛り込む。</li> <li>5 人権教育推進協議会並びに人権・同和問題啓発活動推進本部については、新村において新たに設置する。</li> </ol>
	内容の説明等	<p>人権関係事業については、住民が、その発達段階に応じ、家庭、地域社会、学校、職場、その他様々な場を通じて、人権尊重の精神に対する理解を深めるよう、関係機関団体と連携・協働し積極的な取り組みが必要となることを踏まえ調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両村の行動計画の基本理念を受け継ぎ、新村の人権施策の推進指針となる「人権に関する基本計画」を策定する。</li> <li>2 両村のこれまでの取り組みを踏まえ、新村においても吉野郡人権教育推進協議会並びに吉野郡人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携・協働し人権関係事業を推進する。</li> <li>3 人権啓発関係団体等への補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</li> </ol>
診療所の取扱い	確認内容	<p>診療所については、現行のとおりとする。</p> <p>診療所については、次のとおり調整するものとする。</p>
	内容の説明等	<p>住民福祉向上の原則に立ち、住民サービス及び住民福祉の向上に努め、財政的にも健全な運営に努めることとする。</p>



合併協定項目名	内 容	
商工関係事業の取扱い	確認内容	<p>商工関係事業については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 地域産業奨励制度については合併時に廃止する。</p> <p>2 産業振興資金貸付金制度については、現行のとおりとする。ただし、合併後の新規受付については、行わないものとする。</p>
	内容の説明等	<p>1 黒滝村が実施している奨励制度及び天川村が実施している地場産業振興資金貸付金の利子補給制度については、合併時に廃止する。ただし、既存の償還分については、現行のとおりとし、商工業振興事業については、新村において検討する。</p> <p>2 商工関係団体の取扱いについては、合併協定項目17「公共的団体等の取扱い」において協議する。</p> <p>3 商工関係団体に関する補助金については、合併協定項目18「補助金、交付金等の取扱い」において協議する。</p>
学校等の通学区の取扱い	確認内容	<p>学校等の通学区の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。小中学校及び幼稚園の通学・通園区域については、当分の間、現行のとおりとする。</p>
	内容の説明等	<p>現在、両村の各小中学校及び幼稚園に応じた通学・通園区域が指定されていることから、当分の間、現行のとおりとする。なお、将来において学校が統合された場合は、新たに指定するものとする。</p>

## 資料2 平成16年度 黒滝村・天川村合併検討協議会 決算

平成16年6月28日に設置され、9月6日の黒滝村・天川村合併協議会（法定協議会）設置とともに解散した、黒滝村・天川村合併検討協議会（任意協議会）の決算について、監事である黒滝村辻内幸二委員と天川村植林友衛委員による出納監査のうえ、報告しました。

### （歳入）

（単位：円）

区 分		予算額	説 明
1. 負担金	1. 負担金	3,000,000	両村負担金
2. 県支出金	1. 県支出金	4,763,000	県合併推進事業交付金
3. 諸収入	1. 雑入	5	預金利子
歳入合計		7,763,005	

### （歳出）

（単位：円）

区 分		予算額	説 明
1. 運営費	1. 会議費	233,881	報酬、需用費、役務費、委託料（検討協議会開催経費など）
	2. 事務局費	1,274,233	需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（資料作成や事務所経費など）
2. 事業費	1. 事業費	3,256,500	委託料（合併にかかる諸問題の検討委託）
歳出合計		4,764,614	

歳入総額 7,763,005円 - 歳出総額 4,764,614円 = 歳入歳出差引残額 2,998,391円

歳入歳出差引残額2,998,391円については、平成16年度黒滝村・天川村合併協議会（法定協）会計へ引き継ぐものとなりました。

## 合併協定項目の協議状況

資料3

番号	合併協定項目	合併協議会		
		第1回	第2回	第3回
		9月6日(月)	9月16日(木)	11月29日(月)
1	合併の方式	提案・確認		
2	合併の期日	提案・継続	確認	
3	新村の名称	提案・継続	継続	確認
4	新村の事務所の位置	提案・継続		確認
5	財産及び債務の取扱い	提案・確認		
6	議員定数及び任期の取扱い	提案・継続		継続
7	農業委員会の委員の任期及び定数の取扱い	提案・確認		
8	地方税の取扱い	提案・確認		
9	一般職の職員の身分の取扱い	提案・確認		
10	地域審議会の取扱い	提案・確認		
11	新村建設計画			
12	特別職等の職員の身分の取扱い			
13	条例、規則等の取扱い			提案・確認
14	事務組織及び機構の取扱い	提案・継続		確認
15	一部事務組合等の取扱い			提案・確認
16	使用料、手数料等の取扱い			
17	公共的団体等の取扱い			
18	補助金、交付金等の取扱い			
19	字の区域及び名称の取扱い			提案・確認
20	慣行の取扱い			提案・確認
21	国民健康保険事業の取扱い			提案・確認
22	介護保険事業の取扱い			提案・確認
23	電算システム事業の取扱い			
24	消防団の取扱い			提案・確認
25-1	コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構の取扱い			提案・確認
25-2	消防及び防災関係事業の取扱い			
25-3	広報公聴関係事業の取扱い			
25-4	納税関係の取扱い			提案・確認
25-5	まちづくり及び交流関係事業の取扱い			提案・確認
25-6	情報システム事業の取扱い			
25-7	人権関係事業の取扱い			提案・確認
25-8	環境及び衛生関係事業の取扱い			
25-9	福祉関係事業の取扱い			
25-10	高齢者福祉関係事業の取扱い			
25-11	保育関係事業の取扱い			
25-12	保健関係事業の取扱い			
25-13	診療所の取扱い			提案・確認
25-14	農林水産関係事業の取扱い			
25-15	商工関係事業の取扱い			提案・確認
25-16	観光関係事業の取扱い			
25-17	建設関係事業の取扱い			
25-18	公営住宅等の取扱い			
25-19	水道事業の取扱い			
25-20	下水道事業の取扱い			
25-21	学校等の通学区域の取扱い			提案・確認
25-22	学校教育関係の取扱い			
25-23	文化振興関係の取扱い			
25-24	社会教育関係の取扱い			
25-25	社会福祉協議会の取扱い			
25-26	その他各種事業及び制度の取扱い			
	提案件数	11	0	14
	継続件数	5	1	1
	確認件数	6	1	17

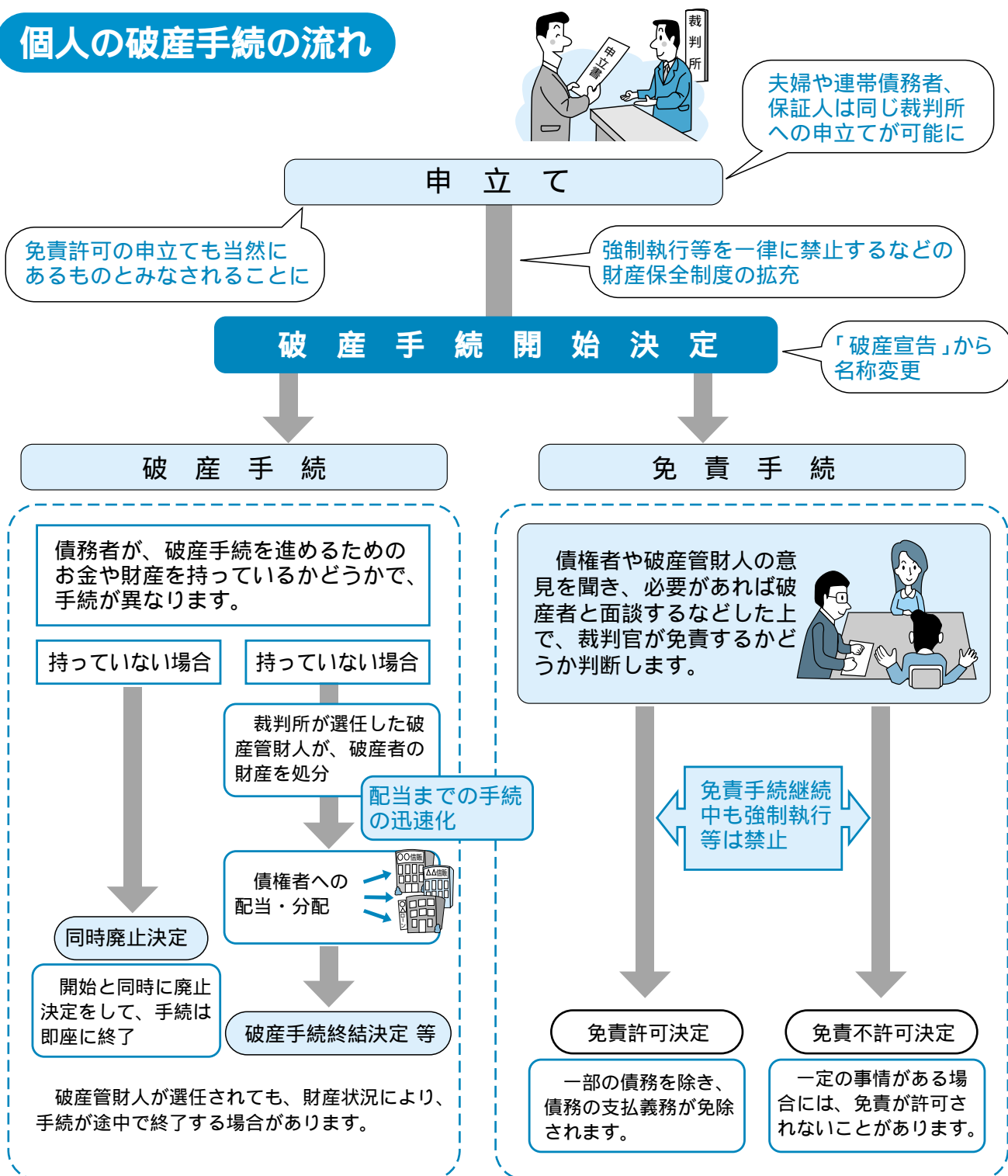
平成16年11月29日現在

# 新しい破産手続きについて

破産手続きを定めた改正破産法が平成16年5月25日に成立しました。手続きの迅速化及び合理化，個人の破産・免責手続きの見直しが，この改正の大きな柱とされています。

改正後の個人の破産手続きは，次の図のとおりになります。

## 個人の破産手続きの流れ



# 天川村国保診療所診察日の 変更について

## 水曜日の午後診療が検査日となります

平成17年 1月より、水曜日の午後診療を検査日に変更させていただきます。

このため水曜日の午後診療はなくなりますので、くれぐれもお間違えのないようお願いいたします。

### 診 療 日 程

	月	火	水	木	金
午前	一般診療	一般診療	一般診療	一般診療	一般診療
午後	往診	一般診療	検査	研修日	一般診療

\* 午前受付 ... 月・火・水・金曜日 午前8時30分～11時 / 木曜日 午前8時30分～10時40分

\* 午後受付 ... 火・金曜日 午後1時30分～3時30分

平成17年2月1日

## 2005年農林業センサス(統計調査)が実施されます

農林水産省では、平成17年2月1日現在で、全国一斉に2005年農林業センサス(統計調査)を実施します。

この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てるために、5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいうべきものです。

1月下旬から調査員が農林業を営んでいる皆様のお宅にお伺い致しますので、調査のご協力をお願いします。



問い合わせ先 天川村役場 企画財政課 統計係  
63 - 0321 ( ☎内線152 )

調査の結果は、国や地方自治体の諸施策を企画・立案する上で重要な基礎資料となります。

調査票に記入された事項は、統計上の目的以外に使用することはありませんので、安心してご記入ください。

# 新民生・児童委員さんが決まりました

民生・児童委員一斉改選により、12月1日をもって、新民生・児童委員に厚生大臣より委嘱状が伝達されました。

なお、民生・児童委員に委嘱された方々及び担当地区は次のとおりです。

今回退任された嶺洋さん、冢瀬康子さん、花谷千恵美さんは永年にわたり民生・児童委員として、社会福祉の増進にご尽力いただきましたこと、厚く感謝申し上げます。

氏名	担当地域
青木 健一(再)	本町・大峰町・稲荷町
宮田 公夫(再)	八幡町・南之町・中之町
大田 民央(再)	東之町・大原町・寺山町(主任児童委員)
尾上 ゆふ子(新)	北角・南角・中越・川合・沖金・沢谷
森田 久勝(再)	中谷・沢原・北小原・五色
柿坂 秀樹(新)	南日裏・坪内
堀川 通治(再)	九尾・栃尾
乾井 宣代(再)	和田
森本 正尚(再)	籠山・庵住・山西
泉谷 昭子(新)	広瀬・滝尾
小松 三夫(再)	塩野・塩谷

## 平成16年度税制改正 個人の方が土地や建物を譲渡した場合

**引下げ**

土地、建物等を譲渡した場合の税率(所得税)

長期	一律20%	一律15%
短期	最低40%	一律30%

**廃止**

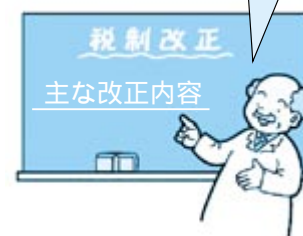
土地、建物等を譲渡した場合の他の所得との損益通算及び繰越控除

長期譲渡所得の100万円特別控除

**新設**

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

ご存知  
ですか?



くわしくは、税務署又は税務相談室におたずねください。

自宅や事務所から手軽に申告・納税  
「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)  
全国で運用開始(平成16年6月から)

# 確定申告について

平成16年分確定申告の期間中下記の税務署で下記の2日に限り閉庁日でも確定申告の相談・受付等を行います。

閉庁日対応を行う税務署：奈良税務署(奈良市)・葛城税務署(高田市)

日程：平成17年2月20日 日曜日 及び27日 日曜日

**天川村山村開発センターでの出張納税相談は  
平成17年3月1日(火)の予定です**

## 台風等により被害を受けられた方へ

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、所得税の軽減あるいは免除を受けたり申告や納税の期限の延長が認められるなどの制度があります。

詳しくは、税務署または、役場企画財政課税務係(☎内線151)までお問い合わせください。

## 善意銀行

金100,000円

天川村庵住 富本重恭様

(亡母 イワエ様の供養として)

ありがとうございました

## 地域ボランティア基金

金31,214円

塩野ボランティア基金様

ありがとうございました

## 第2回 熊野川懇談会について

開催日 平成17年1月29日

開催時間 14:00~16:00

開催場所 紀宝町老人福祉センター  
駐車場あり(100台程度)

審議内容 懇談会委員の自己紹介  
(抱負等)  
流域の概要と課題について  
情報共有化の法策について等

懇談会は公開され先着順で傍聴できますので、是非ご参加下さい。

# 体協だより

## ～ 第45回秋季吉野郡民体育大会開催結果について ～

11月7日～12月5日までの間、秋季吉野郡民体育大会が吉野郡（東）地域内各所で開催されており、本村からはゲートボール・グランドゴルフ・ターゲットバードゴルフの3種目に参加しました。競技の結果については、以下のとおりです。

### ゲートボール（開催日：11月13日、開催地：下市町）

	組み合わせ	得点
1回戦	天川村 - 桧垣本（大淀）	8 対 21
2回戦	飯貝（吉野） - 天川村	25 対 7
3回戦	長瀬（黒滝） - 天川村	23 対 8

### グランドゴルフ（開催日：11月21日、開催地：川上村）

（個人の部）

順位	氏名	1R	2R	合計
1	辰巳 安二（吉野）	14	14	28
2	菊池タエ子（大淀）	18	14	32
3	南 末雄（下市）	19	14	33
12	猪瀬 康子（天川）	20	17	37
39	赤井 辰夫（天川）	19	22	41
40	平 年次（天川）	20	21	41

（団体の部）

順位	チーム名	スコア
1	吉野町六田 A	137
2	大淀町中部体協	145
3	下市 G G C	148
11	天川 B チーム	168
12	天川 A チーム	170

### ターゲットバードゴルフ（開催日：11月23日、開催地：天川村）

（個人の部）

順位	氏名	1R	2R	合計
1	松本 文雄（黒滝）	33	33	66
2	森田 洋右（下市）	37	29	66
3	大月 輝美（下市）	35	33	68
5	森田 正文（天川）	34	35	69
10	井口 章（天川）	42	32	74
11	三浦 満彦（天川）	41	36	77
13	植林 衛（天川）	38	40	78

（団体の部）

順位	チーム名	スコア
1	下市町体協	288
2	下市町堀毛	290
3	天川村 A	301
4	黒滝村体協	335
5	天川村 C	364
6	天川村 B	397

# リンデーの天川紀行

リンデーさんは、ふるさとのカリフォルニアで、どのようなボランティアを行なってきたのでしょうか？今回は、このことについて伺ってみました。

## リンデー

私の通学していた高校は、1,900人の学生がいました。（アメリカの高校は4年制なのです。）その頃私は、教会に通う40名程の仲間と共にボランティアをしました。その活動のひとつは、いろいろな事情があって家のない人たちに、家を建ててプレゼントすることでした。家の材料は、建築会社が提供してくれ、みんなで力を合わせて小さな家を建てていきました。家は毎年数箇所建てていき、最後には40戸近くになりました。又、別の活動では、毎年12月にみんなでお金を出し合って、子どもたちに人形や車などのおもちゃをプレゼントしました。高校にある大きな木をクリスマスツリーとして飾り、クリスマスプレゼントは、サンタさんになった気持ちで配り、「ジングルベルやサイレントナイト」をみんなで歌いました。私は、子どもたちと過ごしてきた時が一番楽しかったです。

高校生時代の私は、このようなボランティアを行なってきました。みんなで目的を共有し達成するこれらの活動はとても楽しかったです。

## 平成16年度 体育指導委員 功労者表彰(文部科学大臣表彰)受賞

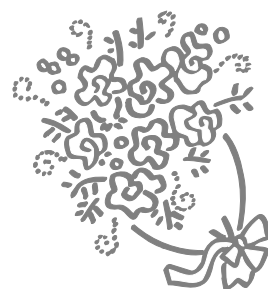
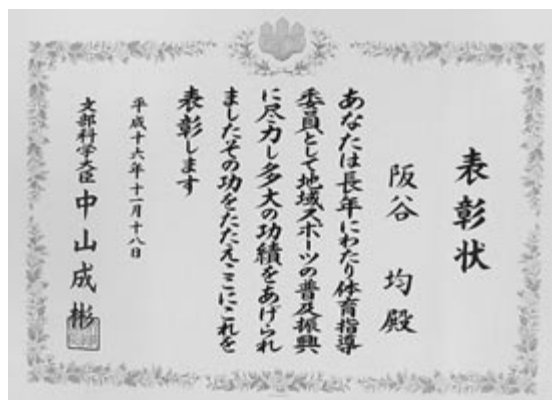
天川村体育指導委員会

委員長 阪谷 均 氏

去る11月18日(木)姫路市で開催された全国体育指導委員協議会において、阪谷均氏が体育指導委員功労者表彰(文部科学大臣表彰)を受賞されました。

阪谷氏は、昭和60年8月本村の体育指導委員長に就任以来、各種スポーツの企画及び指導やグラウンドゴルフをはじめとする軽スポーツの普及等に取り組み、長年にわたり社会体育の振興にご尽力くださいました。

今回の受賞は、その功績が高く評価されたものであります。





# 平成16年度 村民パソコン教室受講者募集

本年度は、パソコンの基本操作を学習する初級編と、グランドゴルフの点数成績表作成を目標とする中級編の2本立てで実施します。

中級編については、グランドゴルフの盛んな天川村ならではのメニューとなっていますので是非ご受講下さい。

尚、受講者の定員に限りがありますので、お早めにお申込み下さい。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1. 対象者   | 村民                 |
| 2. 講師    | NEC認定インストラクター      |
| 3. 場所    | 天川村山村開発センター（農林研修室） |
| 4. 定員    | 初級編・中級編 各20名（先着順）  |
| 5. 申し込み先 | 教育委員会事務局（☎63-0321） |
| 6. 申込締切  | 平成17年1月12日（水）      |
| 7. 受講料   | 無料                 |
| 8. 講習内容  |                    |



## （初級編）パソコンの基本操作

回数	時間	備考
1月15日（土）	10:00～12:00	パソコンについて・マウス操作
	13:00～16:00	キーボードを使おう
1月22日（土）	10:00～12:00	文章の入力について
	13:00～16:00	ハガキで文書作成

## （中級編）グランドゴルフの点数成績表づくりに挑戦！

回数	時間	備考
1月16日（日）	10:00～12:00	エクセルについて、データ入力
	13:00～16:00	校正・編集について
1月23日（日）	10:00～12:00	関数・グラフについて
	13:00～16:00	グランドゴルフの点数成績表づくりに挑戦！

進行状況によりカリキュラムに多少の変更が生じる場合があります。

## 平成16年度自然観察会参加者合計

観 察 会	村内	村外	パーク ボランティア	スタッフ	計
白川八丁を歩こう	6	2	3	6	17
天川村古木巡り	3	6	3	4	16
稲村の自然と野鳥観察会	9	1	1	5	16
洞川自然研究路の野草たち	5	10	3	3	21
水の生き物を調べよう	9	17	1	4	31
昆虫ウォッチング	12	2	2	4	20
クラフト&バームクーヘン作り	12	15	8	4	39
(特別企画)クリーンウォーク行者還岳	2	27		4	33
鍾乳洞探検隊	8	30	3	5	46
秋の観音峰登山	3	6	3	9	21
天川ブナの森を訪ねて	13	19	4	5	41
合 計	82	135	31	53	301

# エコだより

本年度も計11回の自然観察会を無事終了することができました。スタッフを除く総参加者数は248名で、1観察会あたり22名と昨年とほぼ同じ平均となりました。今年は世界遺産登録記念イベントとして、3つの観察会を広く広報していただき、村外の方の参加が昨年より多くなりました。総人数はさほど変わりませんが、平均では27%の増加でした。



8月21日  
「クラフト&  
バーム  
クーヘン作り」



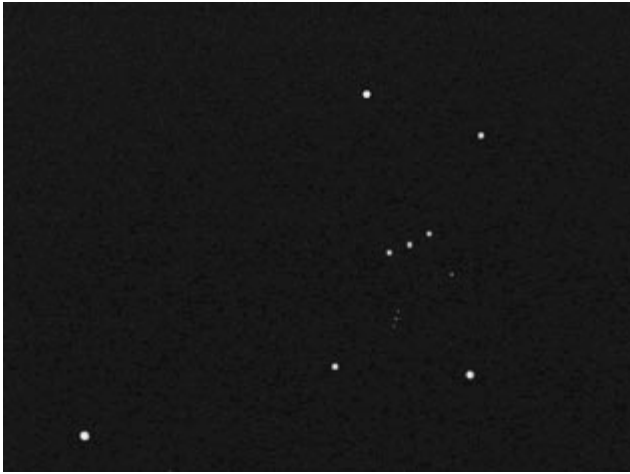
今年1年間ありがとうございました。  
来年もよろしくお願いたします。



9月11日  
「クリーンウォーク行者還岳」



7月10日  
「水の生き物を調べよう」



## 冬の星空

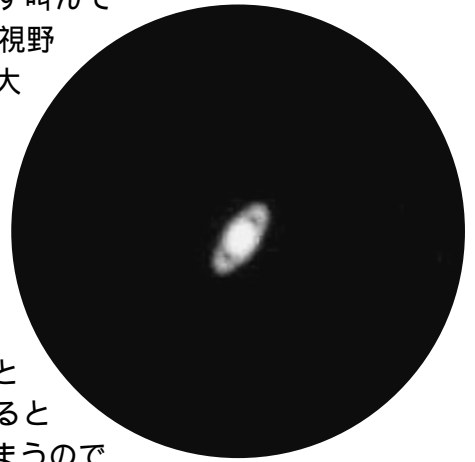
夕焼けが足早に通り過ぎ大気が冷え込むにつれ、シンと澄み渡った夜空に冬の星座たちがその輝きを増していきます。初めて覚えた星座はオリオン座で、子供の頃寒さも忘れていつまでも眺めていた星空はあの頃と何も変わらず美しく、忘れていた宇宙への憧れと好奇心を呼び覚ましてくれます。

### オリオン座と全天で一番明るいシリウス

星の明るさには、見かけの明るさと本当の明るさがあります。地球から見て一番明るい星はシリウスですが、宇宙で一番明るいというわけではありません。

そんな子供の頃の感傷に浸って、ひとつひとつの星座を星座表と照らし合わせながら探していると、そこにあるはずのない星がありました。「もしや何かの惑星？」と天体望遠鏡に目をこらすと、なにやら細長い天体が。よく見るとその星には輪があったのです。「土星！」と思わず叫んでいました。小さく視野に入るくらいの大きさでしたが、土星の輪はきちんと確認できました。図鑑でしか見たことのなかった輪のある天体が、目の前の空にぽっかり浮かんでいるのがなんとも不思議な感じで、その日、夜が更けるまで望遠鏡を眺めていたのです。

生まれて初めて土星を見た感動を残しておきたいと思い、ダメもとでデジカメのレンズを望遠鏡のアイピースに近づけてみました。すると液晶画面に小さくうっすらと動く天体が写りました。すぐ動いてしまうので連写、合わせては連写の繰り返し。右はその中の一枚ですが、拡大して少し明るくしています。かろうじて輪がわかる程度ですが、自分ではこれだけ撮れば今のところ十分満足しています。それにしてもデジカメの便利さに驚くばかりです。



### 土星データ

土星は地球の3つ外側を回る太陽系の惑星で、29年半で太陽を一周しています。体積は地球の755倍、重さは95倍あり、ほとんどが水素とヘリウムのガス惑星です。自転のスピードは1回転10時間程と大きさの割に速いので、全体がつぶれた球形をしているそうです。ひときわ目立つ巨大な輪は氷の粒の集まりで、幅は6700km以上もありますが、厚さは100m程しかありません。



地球が太陽の周りを回るスピードは、秒速約30km。そして太陽系もまた、銀河系の中心の周りを回っていて、約2億年で銀河を1周しているのだそうです。秒速にするとなんと220kmもの速さになるそうですよ。2億年前、恐竜が生きていた時代の地球の位置に、私たちは今生きているんですね。

# 消防署からのおねがい

新年あけましておめでとうございます。ますます寒くなるこれからの季節は、特に暖房器具による火災が多発していますので、次の点に注意すると共に今一度石油ストーブ等の正しい取扱い方法を確認しましょう。

1 カーテンなど燃えやすいものの近くでストーブを使用しない。

2 ストーブの上に洗濯物を干さない。

3 確実に火が消えてから給油する。

4 誤ってガソリンを使用しない。

5 ストーブをつけたまま寝ない。

6 外出の際は必ず消火を確認する。

7 室内の換気をこまめにする。



毎年1月26日は文化財防火デーです。かけがえのない文化財を火災から守るためにも、みなさまご協力のほどよろしくお願いします。

中吉野広域消防組合 天川出張所

# 家庭での防災対策は万全ですか

みなさんがお住まいの地区の避難場所をご存知ですか。村では、地域防災計画に基づき、大雨や台風、地震などの災害時にみなさんが避難される場所を下記表のとおり指定しています。

また災害が発生すると、焦りや恐怖心から普段は簡単なことであっても、できないことが多くあります。そのため、普段から下記のような対策を考えておくことが大切です。

- 家の中でどこが一番安全か
- 幼児や老人などの避難は誰が責任を持つのか
- 防災行政無線は正しく聞こえているか
- 避難場所はどこにあるか
- 避難場所への安全な避難路はどのルートか
- 避難するとき、だれが何を持ち出すのか、非常持ち出し袋はどこに置くか
- 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするのか

災害は、発生してからでは取り返しがつきません。普段から、みなさん一人ひとりが身近なところから防災について考えていきましょう。

天川村消防団・役場総務課

天川村 避難場所

NO	避難場所	地区
1	天川村立体育館	洞川
2	洞川小中学校	洞川
3	老人憩の家	洞川
4	天川村立資料館	洞川
5	龍泉寺	洞川
6	洞川地区公民館	洞川
7	洞川地区集会所	洞川
8	地区集会所	北角
9	地区集会所	中越
10	老人憩の家	川合
11	川合地区集会所	川合
12	天川村森林組合	川合
13	天川村山村開発センター	沢谷
14	老人憩の家	沖金
15	天川小学校	中谷
16	地区集会所	中谷
17	地区集会所	沢原
18	光編寺	沢原
19	老人憩の家	北小原
20	地区集会所	沢原

NO	避難場所	地区
21	南日裏会館	南日裏
22	吉祥寺	南日裏
23	地区集会所	南日裏
24	ほほえみポート天川	南日裏
25	天川幼稚園	坪内
26	天川中学校	坪内
27	老人憩の家	坪内
28	光林寺	九尾
29	地区集会所	九尾
30	光願寺	栃尾
31	生活改善センター	栃尾
32	旧天川西小学校	和田
33	永豊寺	和田
34	地区集会所	和田
35	老人憩の家	庵住
36	ふるさとセンターつどい	籠山
37	地区集会所	山西
38	老人憩の家	広瀬
39	塩野集会所	塩野

# 山村開発センターだより

今年度も好評でした。

## 寄せ植え教室



昨年に引き続き、平園芸店さんのご協力の下「寄せ植え」教室を開催しました。28人の参加者が思い思いの「寄せ植え」を楽しみました。



完成した寄せ植え作品と作者の方々です。





## 高齢者のからだと心

高齢になると、体力や気力など、若い頃と同じというわけにはいかなくなります。この無理がきかなくなることを認めて、それに合わせた生活をするのが、かえって充実した高齢期を過ごすことにつながります。

健康管理の基本は、年齢に関係なく同じですが、高齢者の特徴を考えて注意すべきことをあげてみます。

食が細い方は、少量ずつでも食べたいものを食べたいときに、楽しい雰囲気の中で食べる工夫をするといいいでしょう。

上手に噛んで飲み込めない方は、食べ物を細かくきざんだり、でんぷんでとろみをつけたりすると、食べやすくなります。

軽い運動は、病気の予防や治療に役立つだけでなく、生活そのものを充実させます。ちょっと呼吸が早くなる程度が目安です。

高齢者はいろいろな病気にかかりやすいのですが、肺炎でも熱が出ないなど、典型的な症状から始まるとは限らず、わかりにくいことがあります。

また、極端に悲観的になったり、他人と関わることがおっくう億劫になる場合は「うつ病」かもしれません。心の不調を感じたら、早めに周囲の人や医師に相談してみましよう。

「いつもと違う」と思ったら、病気かもしれません。特に、糖尿病・高血圧・高脂血症などの方は、食事や運動が治療にも関わりますので、かかりつけ医に相談することをお勧めします。 奈良県医師会

## 平成17年1月 奈良県医師会の部会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

各種無料健康相談及びお知らせ

注：無料相談のみで診療・検査等はありません。

健康相談の内容	日時	予約の必要など	主催する部会・担当者名
目の健康相談	1月11日(火) 午後2時～3時	予約はいりません	奈良県眼科医会 担当：辻本
子どもの健康相談	1月11日(火) 午後2時～3時	予約が必要です	奈良県小児科医会 担当：辰巳
整形外科に関する健康相談	1月18日(火) 午後2時～3時	予約が必要です	奈良県医師会整形外科部会 担当：仲川
精神科に関する健康相談	1月26日(水) 午前10時～11時	予約が必要です	奈良県医師会精神神経科部会 担当：出山
内科疾患に関する健康相談	1月28日(金) 午後2時～3時	予約が必要です	奈良県医師会内科部会 担当：小西

場所 奈良県医師会館・1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会(主催部会の担当者まで)

TEL 0744-22-8502 FAX 0744-29-1240

納税には便利な口座振替(自動振込)をご利用ください。

申込みは下記金融機関へ

郵便局・奈良県農協・奈良銀行・南都銀行

